安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
実施規程

制定　令和２年４月１日付け元消安第 3908 号・元農会第 596 号
（一部改正　令和２年７月１日付け２消安第 1281 号・２農会第 176 号）
（一部改正　令和５年１月 31 日付け４消安第 5595-1 号・４農会第 613-1 号）
（一部改正　令和８年１月 26 日付け７消安第 6121 号・７農会第 837 号）
（一部改正　令和８年 10 月 19 日付け８消安第 4179 号・８農会第 607 号）
消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知

第１　趣旨

安全な農畜水産物を安定的に供給していくためには、科学的根拠に基づき、国際基準・規範を考慮し、食品安全、動物衛生、植物防疫等に関する施策を推進することが必要である。本事業では、食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的根拠を得るための研究を実施し、その研究成果を行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農畜水産物の安定供給に貢献することを目的とする。

第２　試験研究類型、実施期間及び試験研究費

１　課題解決型プロジェクト研究

シーズ研究から応用・開発まで、わが国の研究勢力を結集して総合的・体系的に推進すべき長期的視点が求められる試験研究を行う。

ア　実施期間

５年を超えない範囲であらかじめ試験研究課題ごとに設定する。

イ　試験研究費

単年度の試験研究費の上限は、あらかじめ試験研究課題ごとに設定する。

２　短期課題解決型研究

現存する技術シーズや知見を活用して、短期的・機動的に試験研究を行う。

ア　実施期間

３年を超えない範囲であらかじめ試験研究課題ごとに設定する。

イ　試験研究費

単年度の試験研究費の上限は、３千万円を超えない範囲であらかじめ試験研究課題ごとに設定する。

第３　試験研究課題の決定

本事業で研究を実施する試験研究課題は、「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」（令和３年４月 26 日付け３消安第 518 号・３農会第 70 号農林水産省消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知）別紙に記

載された試験研究を基本に、試験研究の重要性、緊急性等を考慮して、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）が決定するものとする。

第４　企画提案書の募集

消費・安全局長は、第３により試験研究課題を決定したときは、当該試験研究課題を実施するための具体的な内容を記載した企画提案書（以下「企画提案書」という。）を公募するものとする。

第５　企画提案書の選定

第４の公募の結果、提出された企画提案書について、別添１に基づき、審査委員会が審査及び選定するものとする。

第６　試験研究課題の実施

１　試験研究課題の委託

第５により企画提案書が選定されたときは、契約手続を了した上で、当該企画提案書の提案者に試験研究課題を委託して実施するものとする。

２　試験研究費の配分等

試験研究課題の実施を受託した者（以下「受託者」という。）は、第４の公募により提出した企画提案書を基に、第５による審査の結果等を踏まえた調整を行った上で研究の年次計画を策定し、消費・安全局長に提出するものとする。

研究に必要な経費は、第５による審査の結果等を踏まえた調整を行った上で配分するものとする。

第７　試験研究課題の運営管理等

１　運営管理のための会議の開催

（１）課題解決型プロジェクト研究

受託者は、２により設置される試験研究課題運営チーム、受託者に加え、必要に応じて、行政施策・措置の対象となる関係者（農畜漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）、試験研究課題に学識を有する者等により構成される研究推進会議を設置し、原則として毎年度２回開催するものとする。研究推進会議は、研究計画案の設計、試験研究の進捗状況の確認及び研究計画の必要な見直し案の検討を行う。

なお、受託者は、研究推進会議の設置及び開催に当たって、２により設置される試験研究課題運営チームと事前に連絡調整を行うものとする。

この際、２により設置される試験研究課題運営チームは、研究推進会議の構成員のうち行政施策・措置の対象となる関係者及び試験研究課題に学識を有する者について、必要に応じ追加を求めることができる。

（２）短期課題解決型研究

受託者は、２により設置される試験研究課題運営チーム、受託者に加え、行政施策・措置の対象となる関係者（農畜漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）、試験研究課題に学識を有する者等により構成される研究推進会議を設置し、原則として毎年度２回開催するものとする。研究推進会議は、研究計画の設計及び決定、試験研究の進捗状況の確認並びに研究計画の必要な見直しを行う。

なお、受託者は、研究推進会議の設置及び開催に当たって、２により設置される試験研究課題運営チームと事前に連絡調整を行うものとする。

２　試験研究課題運営チームの設置

消費・安全局長は、試験研究課題の的確な進行管理を図る観点から、実施する試験研究課題ごとに、農林水産省消費・安全局関係課室長級の者を長（以下「チーム長」という。）とする試験研究課題運営チーム（以下「運営チーム」という。）を設置するものとする。

運営チームは、食品安全科学室及び関係課の担当職員（以下「担当官」という。）のほか、チーム長が必要と認める者によって構成するものとする。

３　試験研究課題の運営管理

運営チームは、日頃から受託者や試験研究成果をもとに検討、決定する行政施策・措置の対象となる関係者と情報や意見を交換するとともに、研究推進会議において、試験研究の進捗状況を確認するほか、試験研究実施期間内に行政の施策の推進に資する成果が得られるよう研究計画の改善及び必要な見直しを提案又は指示するものとする。

課題解決型プロジェクト研究の受託者は、研究計画について、１（１）による検討を踏まえ必要な見直しを行った上で運営チームに協議し、承認を得た上で決定する。

この際、運営チームは、必要に応じ研究推進会議の構成員である行政施策・措置の対象となる関係者及び試験研究課題に学識を有する者に確認を求めるものとする。

４　試験研究課題の評価

別添２に基づき、試験研究課題の研究成果等の評価を実施する。

５　追跡調査の実施

試験研究終了後、一定期間経過後の試験研究成果について、行政施策・措置への反映状況を把握及び評価するため、別添３に基づき、追跡調査を実施する。

６　知的財産マネジメント

食品安全科学室は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成 28 年２月農林水産技術会議決定）を踏まえ、受託者が行う知的財産マネジメントの取組状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

第８　研究成果の報告

試験研究課題を実施した受託者は、委託契約書で定める履行期限までに、毎年度、消費・安全局長に当該試験研究課題の研究成果を報告するものとする。

附則

１　「安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業実施規程」（平成 28 年４月１日付け 27 消安第 6114 号・27 農会第 1706 号農林水産省消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知）に基づき試験研究課題の受託者が決定され、令和２年度以降も引き続き研究の実施を予定している試験研究課題にあっては、本事業において短期課題解決型研究として試験研究を実施するものとする。

２　「委託プロジェクト研究の実施について」（平成 18 年２月 23 日付け 17 農会第 1466 号農林水産技術会議事務局長通知。以下「委託プロ通知」という。）に基づき戦略的プロジェクト研究推進事業「薬剤耐性問題に対応した家畜疾病防除技術の開発」、「有害化学物質・微生物の動態解明によるリスク管理技術の開発」、「家畜の伝染病の国内侵入と野生動物由来リスクの管理技術の開発」及び「国内主要養殖魚の重要疾病のリスク管理技術の開発」として試験研究課題の受託者が決定され、令和２年度以降も引き続き研究の実施を予定している試験研究課題（以下「委託プロ課題」という。）にあっては、本事業において課題解決型プロジェクト研究として試験研究を実施するものとする。

３　本通知の規定に基づき提出する書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。）の単記又は併記によることができるものとする。

なお、「旧氏の単記」とは、氏名欄において戸籍氏に代えて旧氏のみを単独で記載することをいい、「旧氏の併記」とは、氏名欄において戸籍氏に加えて括弧書きで旧氏を記載することをいう。

附則

（施行期日）

１　この通知による改正は、令和８年 10 月 19 日から施行する。

（経過措置）

２　この通知の施行の際現にあるこの通知に基づき試験研究が実施され、令和８年度以降も引き続き実施を予定している試験研究課題にあっては、改正後の第７の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。